



## 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

☎ 53-5127 ☎ 53-5128

電力・ガス・食料品等の価格高騰による影響が長期化する中、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯)に対して、1世帯当たり**3万円**を給付します。

### 対象

#### 非課税世帯(プッシュ型) 10月31日(火)締め切り

世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯(6月1日時点)

※対象世帯へは7月下旬より順次案内文を送付します。

※住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

#### 家計急変世帯(随時受付) 10月31日(火)締め切り

予期せず令和5年1月から令和5年10月までの家計が急変し、住民税均等割が非課税相当と認められる世帯

※申請受付開始は令和5年8月1日から。

## 子育て世帯生活支援特別給付金

☎ 53-5132 ☎ 53-5128

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、児童1人当たり**5万円**を給付します。

### 対象

※①、④の人は申請不要です。5月下旬に給付金が振り込まれます。

※②、③、⑤の人は、申請が必要です。令和6年2月29日(木)までに申請をしてください。

#### ひとり親世帯分

申請不要

① 令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている人

申請が必要

② 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない人  
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る人に限る。

申請が必要

③ 令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、食費等の物価高騰の影響を受けて、家計が急変し、児童扶養手当を受給している人と同じ水準の収入の人

#### ひとり親世帯以外分

申請不要

④ 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)」を受給した人

申請が必要

⑤ 上記④のほか、令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児は20歳未満。令和6年2月までに生まれた新生児も対象)を養育する父母等であり、食費等の物価高騰の影響を受けて、家計が急変している、住民税非課税相当の収入の人

